

2 軽自動車税 お問い合わせ先：税務課市民税担当（0133-72-3119）

（1）軽自動車税（種別割）を納める人（納税義務者）

納税義務者は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（これらを「軽自動車等」といいます。）の所有者です。（割賦販売等で売主が軽自動車等の所有権を留保している場合は使用者に課税されます）

毎年4月1日（賦課期日）現在、石狩市内に定置場がある軽自動車等の納税義務者に課税されます。なお、自動車税（種別割）と異なり、軽自動車税（種別割）には月割課税制度はありませんので、4月2日以降に廃車や名義変更等をした場合は、4月1日現在の納税義務者が当該年度の税金を全額納めていただくことになります。

※4月2日以降の新所有者には、当該年度分の軽自動車税（種別割）は課税となりません。

（2）軽自動車税（種別割）の税率表

ア 原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車等

区 分		令和5年度の税率	
原動機付自転車	総排気量	50cc以下（ミニカーを除く。）	2,000円
		二輪で50cc超90cc以下	2,000円
		二輪で90cc超125cc以下	2,400円
		ミニカー（三輪以上）：（20cc超50cc以下）	3,700円
軽自動車	二輪（トレーラー）		3,600円
	軽二輪車（125cc超250cc以下）		3,600円
	専ら雪上を走行するもの		3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの		2,400円
	その他のもの		5,900円
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円	

イ 三輪及び四輪以上の軽自動車

税率	(1)重課 ※ ¹		(2) 税率1 (旧標準税率)	(3) 税率2 (標準税率)	(4) 軽課 ※ ² (令和5年度分に限る)			
車種区分	初度検査年月から13年を超える車両		初度検査年月から13年目までの車両	平成27年4月1日以降初度検査を受けた車両	(ア) 標準税率の概ね75%軽減	(イ) 標準税率の概ね50%軽減	(ウ) 標準税率の概ね25%軽減	
初めて車両番号の指定を受けた月(初度検査年月)	平成22年3月以前		平成22年4月～平成27年3月	平成27年4月以降	令和4年4月～令和5年3月			
三輪	4,600円		3,100円	3,900円	1,000円	2,000円 営業用乗用のみ	3,000円 営業用乗用のみ	
四輪以上	乗 用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	12,900円	7,200円	10,800円	2,700円	対象外	対象外
	貨 物 用	営業用	4,500円	3,000円	3,800円	1,000円	対象外	対象外
		自家用	6,000円	4,000円	5,000円	1,300円	対象外	対象外

※1 電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電池併用の軽自動車及び被けん引車は重課の対象外です。

※2 グリーン化特例(軽課)の対象となる車両及び軽減割合は以下のとおりです。

グリーン化特例(軽課)対象車両及び軽減割合			
対象車両	軽減適用要件(1)	軽減適用要件(2)	軽減割合
電気軽自動車 ※乗用(自家用・営業用)・貨物用(自家用・営業用)			(ア) 標準税率を概ね75%軽減
天然ガス軽自動車 ※乗用(自家用・営業用)・ 貨物用(自家用・営業用)	以下のどちらかに該当 ・平成30年排出ガス規制に適合する車両 ・平成21年天然ガス車基準適合かつ平成21年排出ガス基準値よりも窒素酸化物10%以上低減達成車		(ア) 標準税率を概ね75%軽減
ガソリン車または ハイブリッド車 ※営業用乗用車のみ	以下のどちらかに該当 ・平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準値よりも窒素酸化物50%以上低減達成車 ・平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準値よりも窒素酸化物75%以上低減達成車	令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車	(イ) 標準税率を概ね50%軽減
		令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車	(ウ) 標準税率を概ね25%軽減

(3) 納税証明書（車検用）の注意点について

軽自動車税（種別割）は、納税通知書によって市から納税者に対し税額が通知され、納税通知書記載の納期限までに納めていただくことになっています。軽自動車の車検には軽自動車税（種別割）の納税確認が必要となります。軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収書の納税証明書（車検用）に領収印が押され、「滞納なし」の表示があるものは車検時に使用することが可能です。

令和5年1月から、軽自動車税（種別割）の車両ごとの納付情報を軽自動車税納付確認システム（軽JNK S（ケイジェンクス））により、軽自動車検査協会がオンラインで確認できる運用が開始されております。これにより、軽自動車の継続検査窓口で納税証明書を提示することが原則不要となっており、また、納税証明書を紛失した場合に必要な納税証明書の再発行手続きも不要となっております。ただし、納税証明書が必要な場合もあります。

※納税証明書が必要な場合

- 二輪の小型自動車の車検を受ける場合（軽JNK Sは三輪・四輪が対象）
- 軽自動車税（種別割）を納付後すぐに車検等を受ける場合
納付方法によっては、納付情報が軽JNK Sに登録されるまで概ね3週間程度の日数を要する場合があります。
- 対象車両に軽自動車税（種別割）の未納がある場合
- 名義変更（中古車購入など）直後の場合

転出や転居により届出の住所が変更になっている場合は、郵便物等が届かない事があるので住所変更の届出等を必ずお願いします。

(4) 軽自動車税（環境性能割）について

軽自動車税（環境性能割）は、軽自動車の新車・中古車を問わず取得された車両（取得価格が50万円を超えるもの）に下表の税率が適用されます。軽自動車税（環境性能割）は、軽自動車を取得した際に販売店を通じて納めることとなります。乗用と貨物用で対象車両や税率が異なります。ご注意ください。

ア 【乗用】軽自動車税（環境性能割）税率表

区分（軽三輪以上）		税率（乗用）	
		自家用	営業用
電気自動車等※ ¹		非課税	非課税
ガソリン車※ ² または ハイブリット車※ ²	令和12年度燃費基準75%達成車 かつ 令和2年度燃費基準達成車	非課税※ ³	非課税※ ⁴
	令和12年度燃費基準60%達成車 かつ 令和2年度燃費基準達成車	1%※ ³	0.5%※ ⁴
	令和12年度燃費基準55%達成車	2%※ ³	1%※ ⁴
	上記以外の車両	2%	2%

※1 「電気自動車等」とは、電気自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制に適合または平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両）をいいます。

※2 「ガソリン車・ガソリンハイブリッド車」とは、平成30年排出ガス基準50%低減達成（★★★）または平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）したものに限ります。

※3 令和12年度燃費基準の60%以上を達成している自家用車であっても、令和2年度燃費基準を未達成の場合は、税率が2%になります。

※4 令和12年度燃費基準の60%以上を達成している営業用車であっても、令和2年度燃費基準を未達成の場合は、税率が1%になります。

イ 【貨物用】軽自動車税（環境性能割）税率

区分（軽三輪以上）		税率（貨物用）	
		自家用	営業用
電気自動車等※ ¹		非課税	非課税
ガソリン車※ ² または ハイブリット車※ ²	平成27年度燃費基準+25%達成車	非課税	非課税
	平成27年度燃費基準+20%達成車	1%	0.5%
	平成27年度燃費基準+15%達成車	2%	1%
	上記以外の車両	2%	2%

- ※1 「電気自動車等」とは、電気自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制に適合または平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両）をいいます。
- ※2 「ガソリン車・ガソリンハイブリッド車」とは、平成30年排出ガス基準50%低減達成（★★★）または平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）したものに限ります。

(5) 申告先

軽自動車等の所有者となった場合またはその所有者が石狩市内に転入した場合は15日以内に、廃車や売却等をした場合は30日以内に申告してください。

なお、車種により必要書類等が変わりますので、次の表の申告先にお問い合わせください。

車種	申告先
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車	石狩市役所税務課（厚田・浜益支所でも申告可能） TEL：0133-72-3119（本庁舎） 0133-78-2886（厚田支所） 0133-79-2112（浜益支所） ※申告時に必要な書類はP.32～34を参照ください。
三輪・四輪軽自動車	札幌地区軽自動車協会（札幌市北区新川5条20丁目） TEL：011-768-3955
二輪（125cc超250cc以下） 二輪小型自動車（250cc超）	札幌運輸支局（札幌市東区北28条東1丁目） TEL：050-5540-2001（自動音声案内）

(6) 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の申告手続き

申告場所はP.31の(5)を参照してください。

※ 下記のいずれの手続の場合でも窓口に来る方の身分証明書（運転免許証等）を確認させていただきます。また、法人の場合は社員証や名刺等の提示もお願いいたします。

なお、登録・廃車の際に提出いただく申告書や譲渡証明書は市役所に備え付けています。

ア 登録の申告

登録の申告の際に必要なものは次のとおりです。

1. 車両を販売店から購入した場合

- ・ 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
- ・ 販売証明書または販売確認の取れる書類（車台番号が明記されているもの）

2. 石狩市外から転入した場合

① 転入前の市町村で廃車申告済み

- ・ 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
- ・ 転入前の市町村の廃車申告受理証明書

② 転入前の市町村での廃車申告は未済

- ・ 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付証明書
- ・ 転入前の他市町村のナンバープレート
- ・ 転入前の他市町村の標識交付証明書

※ 転入前の他市町村のナンバープレートまたは標識交付証明書のどちらか（両方含む）がない場合は、転入前の市町村での廃車手続き後に石狩市で登録してください。

3. 個人から車両を譲受けた場合

① 廃車申告済みの車両を譲受けた場合

- ・ 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
- ・ 廃車申告受理証明書
- ・ 譲渡証明書

※ 紛失等により廃車申告受理証明書がない場合は、車両の車台番号のイシズリ（拓本）または車台番号が確認できるように撮影した写真が必要です。

② 廃車申告が未済の車両を譲受けた場合

(ア) 石狩市で登録されている車両を譲受けた場合

- 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
- 譲渡証明書
- 標識交付証明書
- 旧ナンバープレート（同じ番号を継続して使用する場合は不要）

(イ) 他市町村で登録されている車両を譲受けた場合

- 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
- 譲渡証明書
- 他市町村の標識交付証明書
- 他市町村のナンバープレート

※ 他市町村のナンバープレートまたは標識交付証明書のどちらか（両方含む）がない場合は他市町村で廃車手続き後に石狩市で登録してください。

イ 廃車の申告

廃車の申告の際に必要なものは次のとおりです。

1. 車両を解体・廃棄処分した場合、石狩市から転出する場合、石狩市外の方に譲渡する場合

- 軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書
- 標識交付証明書
- ナンバープレート

※ 石狩市内の方に譲渡する場合は、廃車の申告をせずに名義変更の手続きすることも可能です。前記「登録の申告」の3の②のアを参照ください。

2. 盗難にあった場合

- 軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書
- 警察署発行の盗難届受理証明または盗難届けを提出した際の事件受理番号の控え
- 標識交付証明書
- ナンバープレート

3. 盗難以外の紛失等

お問合せください。

ウ その他

その他の手続きで必要となるものは次のとおりです。

1. 排気量の変更
 - 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
 - 標識交付証明書
 - ナンバープレート
 - 排気量変更申立書(原動機のシリンダ径やストローク等を記入していただきます。)
2. 市内での転居・氏名変更
 - 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
 - 標識交付証明書
3. 標識交付証明書・標識返納証明書（廃車証明書）の再交付
 - 車両番号（ナンバー）の確認が取れる書類

※令和5年7月1日から、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）のうち、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の交通ルール等に関する規定が施行されました。これに伴い、一定の基準に該当する電動キックボード等について、原動機付自転車の一類型である「特定小型原動機付自転車」の車両区分が創設されております。税率については、令和6年度以降の軽自動車税（種別割）から適用となります。

対象車両となる要件、ナンバープレートの交付申請等の詳細につきましては、石狩市役所のHP（<https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/zeimu/15998.html>）にてご確認ください。

（7）軽自動車税（種別割）の減免申請について

市が定めた条例により、障がい等をお持ちの方が所有する車、またはその方のために使用する車、その構造が専ら身体に障がいのある方が使用するためのものとなっている車両について軽自動車税（種別割）が減免される場合があります。ただし、軽自動車税（種別割）の減免は障がい等をお持ちの方、一人につき一台のみとなっております。また、軽自動車と普通自動車の両方をお持ちの方も、減免が適用されるのは軽自動車か普通自動車どちらか一台のみです。詳しくは税務課市民税担当（TEL：0133-72-3119）までお問い合わせください。